

主月税連

日税連執行部との懇談会

「税理士法改正」について白熱した議論

- 156
- 157
- 158
- 159
- 160
- 161
- 162
- 163
- 164
- 165
- 166
- 167**
- 168
- 169
- 170

Aug.15.2014 No.

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

Content

会長退任挨拶 ————— P.3~5

この一年を振り返って 会長 坂井 昭彦

各部長一年を振り返って ————— P.5~8

法対情報 ————— P.9~11

法対部より活動報告 法対策部長 水野 誠

2013年秋季シンポジウム P.12~17

●実行委員長あいさつ 近畿青税 音谷 章洋

韓国税務士考試会 ————— P.18~19

●韓国税務士考試会との勉強会に参加して 森 智之

●韓国税務士考試会定期總會出席報告 今津菜穂美

日税連・日税政執行部との懇談会 P.19~25

会 長 退 任 挨 拶

一 年 を 振 り 返 っ て

会 長 坂 井 昭 彦

一年間、あっという間でした。気付いてみればもう季節は夏。退任原稿を書く時期になりました。この一年間の活動内容については総会議案書の事業報告で思いの丈を全て吐き出しておりますのでそちらをご参照頂くとして、そこには書けなかった話を最後に書いて退任のご挨拶としたいと思います。

一年前、世間的にはそんなに若くもない私が全国青税の会長に就任したことを知った高校時代の同級生から「青年って何歳までなの？」とからかわれました。とっさに「気持ちが青年であれば年齢は関係ないのさ！」と返しましたが、実はこれは強がりでも負け惜しみでもなく、正直な心情でした。

気持ちが青年であれば、というのは、言ってみれば夢を語るかどうかだと私は考えています。青税は、青年税理士が税理士制度や税理士について、あるいは自分自身について、こうあればいいな、こうあるべきだよな、と考えた理想論、つまりは夢を語る場です。そして、その夢を実現するために自分を磨く修行の場でもあります。自分から進んで動けば楽しいが、動かず待っているだけでは楽しくないという意味では「体験型アトラクション」だと言うこともできるかと思います。

いくら若くても、夢を語れな

い（青年ではない）人には夢は実現できないし、たとえ夢を語る人であっても、自分は何もせず待っているだけでその夢が実現できるほど世の中甘くはありません。そこで、私は就任時の総会挨拶で若者には若者の特権と責務があることを訴えかけ、



色々と困難な社会情勢ではあるけれども、若者が未来を、この国を、世界をあきらめてはいけないんだという話をさせていただきました。

若者の特権とは（ある意味未熟さも手伝って）既成概念やしがらみにとらわれず、理想を追求し、自由な発想や表現や主張ができること、そして大胆な行動力を発揮することができること、さらには前向きな失敗は許される、ということです。若者の責務とは、その柔軟な発想力と大胆な行動力で、過去やしがらみにとらわれず、より良い世界や未来を切り開いてゆくために不断の努力をすることです。

例えば税理士の資格取得制度

について言えば「何をやっても変わらない」と思考停止してしまうと変わるものも変わりません。これまで変わらなかったのであれば自分が変えてやるんだ、そのためにどうすればいいのか徹底的に議論し、かつ、行動するんだ！と若者が熱く思うからこそ変わっていくのです。

また「友達にOB税理士や公認会計士がいるから」と遠慮する人もいますが、現に有効な資格取得手段で税理士資格を取得している個々の人を責めているのではなく、あくまでも制度として国民目線で考えれば本来どうあるべきか、理想を追求すればこうなるのではないかといったところを突き詰めて主張し行動すれば、しがらみにとらわれることもありません。青税においては、これらは「青税は青くあれ」という言葉に集約されます。

全国青税には規約があり目的が定められています。その内容は基本的には、主権者である国民から負託を受けた国家資格制度として税理士制度が本来どうあるべきかを真摯に考えた結果、導き出された方向性が示されています。一言で言えば「納税者の権利擁護」です。国民（納税者）のための国家資格制度であり、税理士制度なのであるから当然の話ですが、税というフィルターを通して国民（納

税者)の基本的な人権を護ること、それが税理士本来の使命です。

そしてこの使命を全うするためには、租税制度や税務行政に歪みがあってはならないので、租税制度や税務行政などについてもあるべき姿を目指して提言等を行うということになりますし、その提言等を行うためには専門家としての資質の維持向上をはからなければならないので専門諸分野に関する研究活動が重要になります。さらには、経済的自立がなければ自由に意見が言えないので、会員の業務に有益な経営に関する研究活動なども目的の中に入っていたりするのだらうと私は解釈しています。

青税はこれまで、このような目的・理念に基づき、若者の自由な発想・表現・主張・行動を実現するための受け皿として機能してきました。税理士資格を取得した若者は、将来の展望や夢を背景に独立開業を果たし、当初は貧乏でも何とかやるんだという確信のもと、有り余る時間を使って青税活動に没頭し、その中で青税でしかできない様々な活動・経験・体験を通して、税理士として生きていくための知識・経験と制度論などのバックボーン、そして生涯にわたり付き合っていける仲間を得て共に成長してきたように思います。

そして、ふと気付けば何とか食えるようになっていて、そのうちに少し余裕も出来てきて、業務の他に税理士会や地域の活動はもちろん、場合によっては国政の場などにも活躍の場を求め、税理士制度の発展や税制の

改善に資することを通じて、そして自らの業務や役割を通じて、この国の発展に寄与・貢献をしてきたのではないかと思います。

ただ、高度経済成長期やバブルの時代とは異なり、現在は長引く不況など経済環境の悪化もあって業界のパイが減り、若者が将来に夢を描きにくい状況にあります。リスクを考えると独立開業ではなく無難な将来選択をせざるを得ないような社会状況があります。

また、若者は、限られた時間を自分の仕事や生活にどのように配分するのかといった優先順位の問題に直面させられ、結果、青税で役職を引き受けることや行事を引き受けることを負担にしか感じられなくなるような、そんな悪循環として、現在進行形の様々な問題を惹起させています。

しかし、そんな困難な時代だからこそ、私は若者に夢を語って欲しいし、この困難な時代を自らが変えてやるんだという気概を持って欲しい。そう思って本年度のキャッチフレーズを「困難な時代だからこそ、今、税理士制度の未来を語ろう」とし、かつ、「Change The World, Change The Future!」という大風呂敷的なサブテーマを付しました。

各单位青税の総会で、私は50年前の昭和39年改正の話を見せていただきました。50年もの昔に当時の若者達が税理士制度の未来を考えてひたむきに行動を起こしてくれたからこそ、いま、我々はこうして税理士でいられるのだ。いま、我々が税理士としてここに存在していられ

るのは、決して当たり前のことではないのだ、という話をさせていただきました。それは、今現在、この一瞬においても同じです。これから先の50年という実感はわからないかも知れませんが、10年、20年先も、今、我々が、社会における様々な問題に関心を持ち、とるべき行動をとっておかないと世界は変わらないし、未来をより良いものにはできません。困難な時代であることを嘆くのではなく、この困難な時代を変えるために今、自分は何をなすべきかを考えて、とるべき行動をとっていただければと願っております。皆がそういうつもりで行動すればきっと未来は変わります。世界をも変えることができます。

小さな卒にとらわれていないで、自主独立の気風を保ち、俺が、私が、この世界を、未来を変えるんだという気概と、誇りを持って生きていきましょう！それが青税魂です。(ただし坂井説)

最後になりましたが、本年度執行部の皆様、お疲れさまでした！無茶振りや無理難題ばかり言うわがまま会長に対し、平気でダメ出しをする骨のある部長・委員長ズでしたが、しんどい仕事も笑顔でこなし、骨身を惜しまず、本当に尽力し協力をしていただきました。心より感謝申し上げます。

また、各部・各委員会の部員、委員の皆様にも情報提供や部会での意見交換その他諸々で大変なご協力をいただきました。ありがとうございました！そして理事の皆様におかれましては毎度長い会長挨拶に耐え、

執行部からの提案に対しては本当に真剣に審議・協議をしていただきました。実はここには書けない色々なこともありますが、今となっては全て良き思い出です。

全国青税の活動を支えてくださっている各単位青税と、その会員の皆様にも本当に感謝を申し上げます。みなさんのご協力で私はこの1年間走り続けることができました。まだ全てを

フィードバックできていないかも知れませんが、今後の人生において、少しでも多く還元できるように、全国青税の会長を務めた者として、後ろ指をさされることのないよう、しっかりと生きていくつもりです。事務局の鈴木さんにも本当にお世話になりました。三青会で一緒に活動させていただいた全青司、青法協の皆様、考試会の皆様、その他全ての全国青税の活動において

お世話になった皆様に感謝を申し上げて、退任の挨拶とさせていただきます。

みなさん、1年間本当にありがとうございました！

全国青年税理士連盟 第47代会長 手裏剣税理士こと坂井昭彦（近畿）でした。m(_ _)m

一年を振り返って

～各部長編～



総務部

部長 瀬川 昇

(近畿青税)

昨年1月、坂井会長の就任発表の後の懇親会で、総務部長を引き受けるとなった日から1年半が経過し、いよいよ退任の時期を迎え、あとは議案書の最終取り纏めと岐阜の全国総会を残すのみとなりました。

今年度を振り返ってみますと、会長の挨拶にもあると思いますが、税理士法改正に大きな動きがあったことで、会長、法対策部を中心に活発に活動した一年でした。

そんな中ですので、理事会の動きを出席されていない会員にも伝えようと、毎回の理事会の議事録には、会長の挨拶を全てテープ起こしさせていただきました。挨拶が少々長い会長でしたので苦勞しましたが、議事録やぜんせいだよりを通じて少しでも理

事会の動きを把握して頂けたらと思います。

また、今年度より、ヤフーグループに代わる新しいグループウェア（E-DESK）を全国青税で本格稼働しています。メールのやりとりをはじめ、スケジュールの管理、出欠の連絡、データの管理等も行うことが出来ます。導入に伴い、過去の総会議案書、意見書、秋季シンポジウムの冊子など大量にアップロードしていますので、是非有効活用して頂けたらと思います。初年度の現在は、理事の中でもイーデスクに入ってきているかたは3割ほどですので、徐々に利用率を上げて頂けたらと思います。

個人的には、2度の韓国訪問で国際交流を深めたこと、理事

会の懇親会ではご当地のお土産を景品にクイズをしたこと、全国三青会の後の懇親会では毎回深夜まで過分な懇親を深めたことなど楽しく過ごさせていただきました。至らない点もあったかと思いますが、会長はじめ執行部の皆様、会員の皆様、事務局の鈴木さん、どうもありがとうございました。



一年を振り返って

～各部長編～



経理部

部長 宮石奈緒子

(東京青税)

経理部長を拝命してから、長いようで短い一年があっという間に過ぎました。

全国青税経理部の担当内容も知らないままでの就任でしたが、ネットバンキングシステムに助けられながら毎月会員の皆様の経費精算等をさせていただき、事務局家賃や事務員さんへの給与支払等に携わってきました。

その間、全国青税の理事会に参加しつつ様々な勉強をさせていただき、大変貴重なかつ充実した1年となりました。

諸経費精算では、各单位青税の経理ご担当の皆様にも多大なご協力をいただきましたが、一通り実際の諸経費精算の状況が把握できてきたところで諸経費精算マニュアルについても着手し、

とりまとめることができました。微力ながらも、会長や総務部長はじめ皆様のご指導ご協力をいただきながら何とかやってこられましたこと、この場をお借りして心より御礼申し上げます。



研究部

部長 湯本康弘

(千葉青税)

研究部長を拝命して早一年。あっという間でした。研究部長としての仕事は、本年秋に行われる千葉秋季シンポジウムの開催準備がメインになりますが、実際は退任後のこれからの数ヶ月が最後の細かい作業となる大切な時期ですので、退任という感じは全くしません。引き続き実行委員長として頑張っていきたいと思います。

そんな一年でも一番大変だったのがシンポの会場選定。お金をかければいくらでもあるのですが、今年の千葉シンポのコンセプトはお金かけず、無理な動

員を避けること。そのためには安い会場選定が必要です。公共の施設は半年前抽選だったり、一年前抽選の場所があっても懇親会が出来る場所が近くになかったり。数少ない中から色々検討したところ今度の開催場所がpickupされました。

しかし抽選に行ったところ倍率3倍。高いのか低いのか分かりませんが、少なくとも2人は外れ。抽選棒を引く時は、今年度一番の緊張の瞬間だったかも知れません。勿論結果は当選だったのですが、その後のゴルフの不調振りを見ると人生最後

の運を使い切ったかもしれません。(単に実力の問題ですが・・・(笑)) そんなこんなで秋季シンポジウム in 千葉、皆様のご参加をお待ちしております!

11月8日土曜、JR千葉駅徒歩3分の会場でお会いしましょう!!



一年を振り返って

～各部長編～



組織部

部長 橋本 武彦

(岐阜青税)

組織部長を務めさせていただきました、岐阜青税の橋本武彦です。この1年間、私自身とても貴重な経験をさせていただくことができました。岐阜青税は小さな単位青税ですが、全国の方々と出会い、話し合い、笑い合うことはとても有意義な時間となりました。

さて、組織部の活動としましては、1月の名古屋理事会の午前中に組織部会を開催し、各単位青税の代表・組織担当者の方々と組織拡大の意見交換を行いました。

特に、本年度の重要課題である未加入単位青税への働きかけについても話し合い、一部の未

加入単位青税に対してアプローチをしましたが、お会いするに至らず組織拡充の難しさを実感しました。これから、継続的に時間をかけて未加入単位青税への働きかけが必要であると思われます。

将来、参加者が1,000人を超える全国大会やシンポジウムになったらもっともっと盛り上がります。是非、そんな全国青税になったらいいですね。

また、本年度は全国青税のリーフレットを作成しました。このリーフレットがこれからの全国青税の組織拡大や知名度向上に役立つことを心から祈っております。

最後に、たくさんの会員の皆様にご協力頂きましたことを深く感謝いたしております。1年間どうもありがとうございました。



厚生部

部長 濱田 和希

(名古屋青税)

今年度厚生部長を務めさせていただきました、名古屋の濱田です。お引き受けしたときに理事会&懇親会全出席を目標に掲げておりましたので、最低限のノルマは達成できたのかな、と思っております。

皆さんの助けを借りながら、

懇親会場でちょっとしたアトラクションで楽しめたのも良い思い出ですし、宴会部長と擲揄されながらも一年間続けたおかげで全青の方ともお知り合いになれたのが大きな財産となりました。この原稿を書いている時点でまだ全国大会は開催されて

おりませんが、多くの会員の方にご参加いただいで親睦を深めていただければと思っております。一年間有難うございました。

一年を振り返って



国際部

部長 今津 菜穂美

(近畿青税)

これまで全国青税の国際交流に大きく貢献してこられた全国青税初代国際部長の東本さんに講師をお務めいただき、「国際部オリエンテーション」と題して、これまでの国際交流の歩みを国際部員で学ぶ機会がありました。様々な経緯を経て国際部が誕生し、そして今日があるということが私なりに理解できたように思いました。それでも任期を終える間際になって、オリエンテーションであったお話の本質がやっと実感できたということもあり、結局は「国際部は奥が深い」という結論に至った次第です。

取り組んでみたい事業も取り組むべきこともまだあり、できることならば、やっとな国際交流の入り口に立てたような気がする今の状態で部長としてスタートしたかったという思いが心を占めております。とはいえ過ぎた時間を戻すことは不可能なため、この一年で教えていただいたこと、少しは理解できただろうことを生かして、今後は可能な限り国際部の後方支援を行っていきたいと考えています。

一番大変な立場にもかかわらず、いつも相談に乗ってくださった坂井会長、ありがとうございます。

ました。坂井さんの細やかな気配りにいつも感謝するとともに意思のぶれなさには何度も心を打たれました。国際部員並びに関係者の皆様のご厚情に対しても深謝いたします。

なお、10月4日(土)15時より、名古屋で、「日韓両国の税務調査比較」をテーマに、韓国税務士考試会との勉強会が開催されます。多くの会員の皆様のご参加をお待ち申し上げております。



広報部

部長 中西 則之

(埼玉青税)

昨年の仙台での全国大会において広報部長を就任してから、あっという間に一年が経ちました。

広報という仕事が初めてであったため、年2回の広報誌「青税連」を無事皆様の元へお届けできるようにと頑張りました。まずは原稿執筆のご協力頂いた皆様に、この場をお借りしてお

礼申し上げます。本当にありがとうございました。

ホームページをご覧になった方はお気づきかと思いますが、渡邊和美ホームページ運営委員長が最新情報をホームページにアップして下さいました。広報誌にできないタイムリーな情報提供を行っていただき、大変感謝しております。

今後も全国青税の活動状況を発信している広報誌とホームページをより多くの方にご覧いただけるようにしたいです。一年間どうもありがとうございました。

法対策部より活動報告

法対策部長 水野 誠 (名古屋)



1. はじめに

本年度の法対策部には、昨年引き続き、税制対策委員会(委員長：紺野貴子・東京)、納税環境整備委員会(委員長：前田信哉・神奈川)、税理士制度対策委員会(委員長：坂本和穂・近畿)の3委員会を設置し、全国青税の目的に掲げられる「国民のための税理士制度の確立」、「国民のための租税制度の改善」の達成のために、意見書等の作成・提出、懇談会、国会陳情などを通じ、積極的に意見発信を行ってきました。なお、提出した意見書等は全国青税のホームページに掲載し、また報道機関へのプレスリリースも行っています。

今年度の最も大きな動きとしては、何と言っても税理士法改正が挙げられます。また、安倍政権によるアベノミクスに伴う数々の税制に関する動きも注視してきました。

ここで、この1年間の法対策部の活動について、提出した意見書等および活動に沿って、それぞれの主張や経緯、背景などを、私見を交えてご報告させていただきます。特に税理士法改正への対応につきましては、会員のみなさまが大いに関心を持たれていることと思いますので、かなり紙面を割いて記載させていただきます。

なお、この原稿執筆時点であ

る6月時点でのご報告となりますので、定時総会までの期間で新たな動きがあるかも知れませんが、その際はご容赦願います。

2. 納税環境整備について

(1) 納税者権利憲章の制定に向けた活動

納税者権利憲章は、民主党政権下では税制改正大綱に記載されるなど実現の兆しを見せながらも、ついに制定されないまま、反対していた自民党に政権が交代しました。このまま議論の火を消さないようにと、当初より国会陳情を予定していましたので、説明資料として、「納税者権利憲章の制定を」パンフレットの改訂を行い、11月に7名の国会議員に陳情を行いました。また、12月には税制改正に関わる財務・財政金融委員会の委員宛に郵送にて配布しています。

(2) 番号制度への対応

既に成立している「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、平成28年1月より順次利用が開始される番号制度について、詳細な政省令の整備のためパブリックコメントが募集されました。1月の施行令案に対する意見募集に対し、課税庁が納税者を管理・監督するための納税者番号として利用されることに反対し、特に税務調査での利用拡大について牽制をす

る意見書を提出しました。

3. 税制改正について

(1) 税制改正に関する要望書

要望項目は多岐にわたっていますが、今年度の重点要望項目として、「国税通則法の目的規定を見直し、納税者権利憲章を早期に制定すること」と「立法過程の透明化を図ること」については、いずれも自民政権では敬遠される項目であるため、昨年からの引き続きとなりましたが主張しました。もう一点は、安倍政権において、消費税率引上げを控えている中で法人税率引下げが検討され始めた時期でしたので、憲法から要請される応能負担原則の観点から公平な税制を構築すべきと意見しました。

(2) 政府の動きに対する意見

6月に閣議決定される「経済財政運営と改革の基本方針2014」の中で法人税率引下げが明記されるとのことから、公平性という租税原則をないがしろにして、特定企業への政策目的で税制改正の議論を押し進める動きを牽制するため、経済財政諮問会議宛に「安易な法人税率の引下げに反対する意見書」を提出しました。また、財源探しのために、無理やり増税メニューを作ろうとしている動きについても指摘しています。また、日税連へも政府への働きかけを促すため、同様の内容で提出しました。

同じく6月に与党税制協議会から、消費税の軽減税率に関する検討についての意見募集が始まりましたので、即座に反対の意見表明をしました。この意見書では、そもそも当連盟が、安易に消費税率を引上げることに反対の姿勢であることを前提に、軽減税率が納税者への過度の負担の押し付けることになるとともに、新たな不公平を生み出し、制度をいたずらに複雑化させるものだと強く反対しています。

(3) 公明党青年局との懇談会

平成25年12月には、公明党青年局よりホームページ経由で全国青税へ問合せをいただき、先方より懇談会の申し入れがありましたので対応しました。特に議題が用意されていた訳ではありませんが、この時期、既に公明党は消費税の軽減税率を主張していましたので、この場においても、上記意見書と同趣旨で絶対反対である旨の意見表明をしております。

以上のいずれにおいても、これから年末の税制改正大綱まで注視が必要です。

4. 税理士法改正について

平成26年3月20日、参議院において「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立し、税理士法が改正されました。この改正については、平成21年11月の日税連による「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」から本格的な議論がスタートし、実に4年を超える期間が経過しています。もちろん、みなさまご承知の通り、日税連の動向に関わらず、全国青税では絶えずあるべき税理士制度への提言を行い続けて

きています。いずれにしましても、今回の改正は一つの大きな節目となりました。坂井執行部で対応した意見書の時系列に沿って、活動を振り返ってみたいと思います。

(1) 大阪国税局における国税資料漏洩事件(平成25年9月)

就任早々、新聞報道を賑わせたのが、大阪国税局管内における資料漏洩事件です。関与した国税OB税理士と国税職員の逮捕にまで発展したこの事件に対し、税理士の社会的信用を失墜させたものとして、9月18日に国税庁に対して「貴庁職員による情報漏えいに対する抗議文」を提出しました。納税者の個人情報をはじめとする極めて重要な情報を漏えいするような事態が起こらないよう、管理体制の見直しや、職員への倫理研修の充実を求めるものとなりました。同日、日税連に対しても、「国税庁職員による情報漏えい事件に関する要望書」を提出していますが、日税連はまさに税理士法改正に向けて活動を行っている訳ですので、上記論点のほか、税理士法における欠格条項及び登録拒否事由制度の強化、税務官公署等行政実務経験者に対する事実上無試験による税理士資格の自動付与制度の即刻廃止の2点を追加して提出しました。

登録制度については、その後、改正項目として国税庁側からの要望により追加され実現されています。国税OB税理士の試験免除については、税理士法改正関係の意見書では常に発信している内容ですが、今回のような事件を起こしうるのは、国税職員との繋がりが強い国税OB税理士以外にないという点から、

税理士法改正に国税OBの免除制度廃止を追加させるべく主張しています。

(2) 大綱発表前(平成25年10月～11月)

ここ数年、全国青税で対応してきた内閣府のパブリックコメントが、今年度は内閣府規制改革推進室の「規制改革ホットライン」という形で募集されました。前年の「国民の声」と異なり、規制緩和の要綱に沿う形で、10月29日に「税務訴訟における補佐人制度の緩和」、「弁護士・公認会計士に対する税理士資格の自動付与制度の撤廃」、「弁護士は、当然、税理士の事務を行うことができる規定の撤廃」、「国税OBに対する事実上無試験による税理士資格の自動付与制度の撤廃」、「修士学位取得者等に対する事実上税理士試験の科目免除制度の撤廃」の5つの論点で意見を提出しました。

この頃に、それまで原則科目合格と言い続けてきた資格取得制度の改正について、「科目合格にこだわらない」、「指定研修」というような話で議論が進んでいるという情報が入りました。そのため、日税連及び日本税理士政治連盟(以下、「日税政」)に対して、11月6日に緊急要望書「弁護士・公認会計士に対する能力担保措置は科目合格を要件とすべき」を提出しました。この意見書では、能力担保措置として、指定研修では中身が不透明であり、また国税OBに対し事実上無試験状態となっている現状からも創設する理由がなく、公正・公平に資質検証をするためには試験制度以外にないと主張しました。また、日税連が会員に対して経緯

も説明せず、平成25年3月の「税理士法に関する改正要望書（平成26年度改正要望項目）」から、内容を秘密裏に変更しようとしていること自体について、会員の理解が得られるものではないと指摘しました。

(3) 確認書締結、懇談会（平成25年12月）

今年度は当初より12月9日に日税連及び日税政執行部との懇談会が予定されていました。その準備を進める最中の12月3日、政治家主導により日本公認会計士協会との確認書が締結されました。確認書には、公認会計士法に規定される実務補習団体等の研修による検証であることが記載されていました。そして、最も問題となった「税理士法第3条に関して更なる見直しを求めない。」という記載もありました。詳細は懇談会報告に譲りますが、坂本委員長が中心となり、日税連執行部にかなり深い内容まで聞きだしています。

懇談会後の12月19日に改めて日税連に対し、「日本公認会計士協会との「確認書」締結に関する抗議文」を提出しました。実務補習団体等の行う研修は、言うまでもなく公認会計士となるための研修であり、税理士となるための資質検証手段としては問題があること、「更なる見直しを求めない」という内容について、将来の税理士法改正に悪影響を残す恐れがあること、また、11月の緊急要望書に続き、会員への情報開示が極めて不十分である手続きについて批判しました。

その後の12月25日に政府税制改正大綱が公表され、確認書と同様の内容で資格取得制度の

改正案が記載されました。

(4) 税理士法改正（平成26年1月～2月）

大綱が公表された後、1月、2月の2回の理事会審議を経て、全国青税として、すべての国会議員に対して、法案修正を要求する国会陳情を行うことを決定しました。なお、今回は、改めて弁護士・公認会計士に税理士試験合格を求める法案の修正と、国税OBへの税理士試験免除の廃止を追加する内容となっています。

確定申告期間も迫る2月14日、記録的な大雪となった東京の議員会館において、総勢18名で陳情及び請願を行いました。ちょうど当日は衆議院本会議が開催され、「所得税等の一部を改正する法律案」が財務金融委員会へ付託されるタイミングでしたので、議員に対しては、委員会前の事前資料のような形でお渡しすることができました。

その後、税理士法が改正される訳ですが、当連盟の要望に沿った法案修正がされることはなく、主張してきた税理士法改正とはあまりにも乖離があるものでした。しかし、参議院の財政金融委員会において、資格取得制度についての詳細な質疑がなされ、その中で、公認会計士だけでなく、日税連の要望には無い国税OBへの税理士試験の科目合格を求める質問が出たことは、当連盟の陳情の内容にも沿っており、「国民のための税理士制度の確立」に向けて、一縷の望みを残した「楔」になったのではないかと信じています。

5. おわりに

これまで記載した活動のほ

か、TPPへの意見募集への対応、新たな国際的な税制の可能性の勉強のため、国際連帯税について、青山学院大学の三木義一教授をお招きした理事研修の開催、税理士法改正の総括としてミーティングの開催と、精力的に活動を行いました。

全国青税では、原則として毎月、理事会を開催しておりますが、理事会以外で集まることは地理的にも大きな制約を受けます。しかし、今年度は、理事会開催の午前中に法対策部会を開催するなど工夫をし、全14回の部会、合宿形式のミーティングなど、部員が集まる機会を多く設けました。そのおかげもあり、税理士法改正への対応など迅速に行えたものと思っています。

今後も、次の税理士法改正への議論をはじめ、納税者権利憲章、番号制度、TPP、公平な税制への提言など、取り組むべき問題は山積しています。これまで以上に深い議論と国民のための税理士制度、租税制度のための、積極的な意見発信が必要とされます。今年度の活動がその一助になればと祈念しています。

最後に、毎月のように議案と対応に追われ、本当にあっという間の1年でしたが、意見書作成の中心で活躍していただいた各委員長、部会で積極的に意見をいただいた部員のみならず、そして、審議にご協力をいただきました理事のみならず、心からの感謝を申し上げまして、報告の結びとさせていただきます。

今後とも、法対策部の活動へのご協力をよろしく願います。

13年 秋季シンポジウムin大阪(近畿青税)

統一
テーマ

「税理士を取り巻く現在の問題と その展望を考える」

平成25年11月3日/帝国ホテル大阪



▶坂井会長



《各单位会の個別テーマ》

神奈川青税

税理士業界の高齢化問題・事業承継問題等を考える

埼玉青税

消費税増税による中小企業への打撃に伴う税理士事務所への影響

名古屋青税

世界の士業から～税理士と他士業との比較～

千葉青税

税と社会保障

岐阜青税

国税通則法

近畿青税

租税教育

東京青税

あなたは賛成？反対？～TPPが税理士制度に与える影響

実行委員長 総括報告



秋季シンポジウム実行委員長

音谷章洋

昨年11月3日に帝国ホテル大阪で開催された秋季シンポジウムは、多くの青税会員の協力を得て成功裏に終えることができました。まずはこの場を借りて、シンポジウムの準備に関わっていただいた会員の皆さまに、実行委員長としてお礼を申し上げたいと思います。

本当に、ありがとうございます。

さて、古い手帳をめくって確認してみると、シンポジウムの話が私に回ってきたのは2012

年のゴールデンウィーク明けのことのようでした。今となっては、2年近くも前のこととなります。

それからは、あまり出たことなかった全青理事会にも毎回の出席をするようになり、夏にはディズニーランド近くで開催された千葉全国大会に参加し、また、近畿ではシンポジウム実行委員会を立ち上げ、日程や会場を決め、テーマを決めと、シンポジウムの運営に携わっていくこととなりました。

そして、実行委員会が軌道に



乗り出すと、近畿で会議した内容を全青理事会で発表し、その反応を近畿に持ち帰って検討しなおし、修正、発展させた議論をまた全青で報告し、というようなかたちで近畿と全国の往復を重ねていくうちに、徐々にシンポジウムの内容が固まっていくなりました。

昨年的一年間はそのような毎

月を過ごしながら、なんとか無事に11月の本番の日に辿りつくことができたのでした。

改めて考えてみると、たまたま2013年の開催場所が近畿の大阪となり、たまたまそのとき地元の青税で特に役職についているわけではなかったという、偶然と巡り合わせの結果で私が実行委員長という役目を受ける

ことになったわけですが、この大変に低い確率の「たまたま」のおかげで、めったにない体験をすることができたのですから、去年という年は非常に幸運だったのだろうなあと感じています。秋季シンポジウム開催のような、1年以上の期間をかけて300人規模のイベントの準備をするというような機会は、今後の自分の人生のなかでもまずないだろうと思います。

今となっては、このような貴重な経験を積む場を与えてくれた青税と、その経験を一緒に味わった仲間に、感謝の気持ちでいっぱいです。

神奈川青税

初めて秋季シンポジウムに参加して

鳴内雅人

「えっ、自分が所長役?!」。

私は、税理士試験に合格してまだ2年足らず、しかも勤務先の事情で税理士登録ができない。その私に、シンポジウム当日の発表の場で、よりによって会計事務所の所長の役がまわってきた。制度部長のNさん曰く、「鳴内さんは、貫録がありますから」。確かに、論文の作成メンバーの中では、私が最年長だ。ここは引き受けざるを得ないだろう。

さて、神奈川青税のテーマは、「税理士業界の高齢化問題・事業承継問題等を考える」である。論文の著者に加わったものの、税理士でない私は何を書いてよいのやら皆目見当がつかない。確かに、土業のはしくれ(不

動産鑑定士)である私の周りにも、事業承継に成功した人はいる。しかし、業種が違えば環境も違う。ここは、一般情勢や民法の知識があれば書ける部分を選び、お茶を濁すこととした。

原稿を持ち寄って勉強会を重ね、論文ができあがった。次は、発表の準備だ。

検討の末、パネルディスカッションとした。所長の息子役は、Iさんだ。なるほど、親子とってよい年齢差だ。そのほか、所長の妻役のFさん、顧問先社長役のSさん、若手税理士役のTさん、事務所職員役のYさん、司会のKさんが出そろった。こ



のメンバーをN制度部長が指揮し、練習を重ねた。

さて当日、幸いに、私たちの出番は一番初めだ。練習の成果と、トップバッターという気楽さのせいかな、ほぼ練習通りに進んだ。よかった。

論文の作成・練習で、仲間たちからいろいろな意見を聴くことができた。税理士でない私にとっては、非常に勉強になった。また、メンバーそれぞれの距離も縮まったことと思う。発表して終わりではなく、次につながるものが得られたことだろう。

次は、私が本物の所長になる番だ。

埼玉青税

秋季シンポジウム
に参加して

池辺博英

秋季シンポジウム大阪大会が、去る11月3日(日)に行われ、全国各地の青税メンバーが帝国ホテルに会した。

メインとなる発表は昨年までとは異なり、寸劇の形式で行われた。「税理士を取り巻く現在の問題とその展望を考える」という共通テーマにのっとり、それぞれの団体が深く研究した題材を寸劇の中で発表していった。

埼玉の今年のテーマは「消費税増税がもたらす中小企業への打撃に伴う税理士事務所への影響」。増税に乗じた大企業の無謀な行為に対して、中小事業者が公正取引委員会や首相に訴えるも、結局は泣き寝入りをせざるを得ないという内容の寸劇であった。この劇中に税理士は一人も出てこないものの、行き場を失った中小事業者の姿が、間接的に「皆さんのお客様がこうなることを、是としますか非と



しますか」と訴えかける、メッセージ性の強いものとなった。

いざ本番となると、練習の時とは違いくどのメンバーも緊張の渦に包まれていた。自身も首相役として舞台上上がったが、舞台上の時間が他の役よりも短いにもかかわらず、セリフが出てこなくなってしまった。だが終幕後、他の青税団体から滝のような拍手を頂けたことは、忘れることのできない思い出となった。

埼玉の出番は二番目であったが、設定や登場人物がはるかに濃い寸劇をする青税が続き、時には笑いすら誘う寸劇もあった。ところ変われば目指す寸劇の方向性も変わるということを肌で感じた。同じ寸劇をやるにしても、こういった濃い寸劇の後に

舞台上立つと考えると、緊張は実際の何倍も増したはずだ。

シンポジウムの後は、隣室で懇親会が行われ、ダンスクラブのような独特な雰囲気と、大阪らしい(?) 派手な演出で、しばし安らぎの時を過ごすことができた。真剣に寸劇に取り組んだ各団体が、時を忘れて一つになったように見えた。

この晴れ舞台に、埼玉青税の雰囲気を売り込めたことが、このシンポジウムの最大の成果だと思う。来年、再来年と青税シンポジウムは続く。次に舞台上立つときには、一回りも二回りも成長した埼玉青税を見せよう。そう思いつつ、原稿を締めたいと思う。

名古屋青税

初めて秋季シンポジウムに
参加して

北島 淳

先日(平成25年11月3日)、大阪帝国ホテルにて、全青税シンポジウムが開催されました。

私は名青税・制度部の一員として参加させていただきました。とはいっても税理士登録したばかりで(もちろん青税も入った



ばかり)、何の予備知識もなく制度部へ飛び込んでいったというだけで、皆様のお役に立てたか否かはわかりません。しかし

ながら、本当に素晴らしい部会へ参加できたと思っています。

今年の大きな統一テーマは「税理士を取り巻く現在の問題とそ

の展望を考える」、ということでした。最初の部会上、前田部長から「韓国・アメリカ・ベトナム等、各国の税理士制度を比較検討し、日本の税理士制度の未来像を提言したい。」と伺った時、本当に資料が集まるのか、締め切りまでに原稿が書けるのかとても不安でした。私自身、自国の税理士法について深く勉強したことなども無い状態でしたから…。それでも多くの仲間と協議し、議論を重ね、時には勉強会の後に懇親会を行って仕事や制度部のこと以外のことを沢山話しているうちに、「何とかかなる」と思い始めました。

しかし、外国の制度を調査・研究するという経験は少なかったため、資料探しは本当に手探りでした。特に私が担当させて

頂いたベトナムの税理士制度については、文献を見てもインターネット上で探してみてもベトナム語が全く読めず苦戦しました。

資料がある程度できあがってきた頃、宇佐美副会長から、「大阪での発表は替え歌とダンスパフォーマンスと着ぐるみでいきたいと思います。」と伺った時、一瞬耳を疑いました…。が、それが名青税の文化であり、まじめな資料作りと真剣なパフォーマンスを追及することとは両輪の関係であるとすぐに分かり、ノリノリで準備を進めました。女装やコスプレ・替え歌等、準備段階から本当に楽しかったのを覚えています。大阪での当日の発表も、若干のアクシデントはあったものの、概ね準備して

いた通りに行えましたし、爆笑(失笑!?)もゲットできたので自分としては良かったのではないかと思います。東京青税とは研究テーマも近似していましたが、最終的な結論は違っていました。東京青税は「日本の制度がもっともすばらしい、各国の模範となる。」と結論つけていたのに対し、名青税は「世界の良いところを色々取り入れて制度設計をしよう。」と結論つけており、興味深く感じました。

制度部の仲間と約半年かけて作り上げた資料が一冊の冊子として残る喜び、皆で力を合わせて何か一つの物を作り上げる喜びを味わうことができました。本当に貴重な経験となりました。制度部の皆様、名青税の皆様、本当にありがとうございました。

千葉青税

秋季シンポジウム を振り返って

綿貫一男

平成25年11月3日(日)全国青年税理士連盟秋季シンポジウムが、帝国ホテル大阪3階「孔雀東の間」にて開催されました。

今年の大テーマは、「税理士を取り巻く現在の問題とその展望を考える」と題して各単位青税の発表形式で行われました。我が千葉青税は研究部長の根岸英人会員と研究副部長の海老名洋明会員が中心となり高木貞和会員、小林英貴会員、篠内俊幸会員を加え総勢5名で「税と社会保障」を論文課題と決めてまとめられました。論文の作成から発表のリハーサルまで、仕事の合間に時間を割いて作り上

げていただき、本当にご苦労様でした。

本番当日、各単位青税は寸劇を交えながらの発表で流行語大賞の「倍返しだ!」、「お・も・て・な・し♥」が連呼され、笑いの渦に包まれました。千葉青税の発表は、唯一寸劇や「倍返しだ!」も入れずに質問を交えながらの発表は、逆によかったのではないかと思います。

シンポジウム終了後の懇親会も、本当に盛りだくさんの素晴らしい会でした。会場の中心に



お立ち台が用意され、きれいなお姉様達とDJが加わり踊り狂うのを横目に「大阪って、すげえー!」と思ったのは私だけではないはずです。

次回の秋季シンポジウムは平成26年11月8日(土)千葉で開催されます。みなさまのご参加を心よりお待ち申し上げます。

最後に、開催地の近畿青税の皆さん、実行委員長の音谷章洋さん大会の企画から運営まで本当に大変だったと思います。本当にありがとうございました。

岐阜青税

シンポジウムを
振り返って

林 享

今年の岐阜青税のお題目は国税通則法でした。岐阜の発表メンバーは新入会員が中心であり、特に寸劇形式は3年ぶりの企画のため、取り纏め役を担当した私自身も初めての経験でした。ただ、シナリオ作りに関しては前回経験者の“寸劇”実行委員長から、地場産業を舞台とした岐阜らしい台本を頂戴しましたので、その後はメンバー間で、国通法や実際の調査現場、店舗(?)の状況を想定して意見を出し合い、演出を加えていきました。

発表当日は、冒頭の実行委員長へのインタビュー段階から、若干飛ばし気味でスタートし、

出演メンバーもアドリブ全開で堂々と演じ切りました。そして、終了後の講評でも“問題の岐阜”と紹介して頂けるほど、岐阜の持ち味を存分に発揮できたと思います。寸劇の内容については、ここでは詳細に記しにくいですが、調査現場を真面目かつ面白く再現したつもりです。劇中では岐阜青税会長も常連客(?)役で登場したほか、重鎮の先生方にも各所で御協力を頂けたことが大きな助けとなりました。多少際どい内容だったかもしれませんが、出演メンバー

自身が親睦を深め、おおいに楽しめました。

ただ、最後にこのシンポジウムがただのお楽しみでは無かったことを述べておきますと、寸劇に先立っての論文執筆では、メンバーそれぞれが国通法の各論点を研究し、知識を磨いた上で寸劇の製作に臨みました。この知識は、今後の実務の場でも活かされてくるものと思います。

最後になりますが、今回ご参加・協力頂いた皆様、そして、企画運営して頂いた近畿青税の皆様へ感謝したいと思います。



近畿青税

感謝感謝の
秋季シンポジウム

山田 暁久

今この原稿を書くために去年のことを思い出していましたが、去年は春に松尾代表幹事から委員長就任の依頼があつてから11月まで秋季シンポが中心の生活を送っていました。委員長就任を承諾したのは、テーマが租税教育だったからです。一昨年に初めて租税教育の講師を経験しましたが、勉強不足だったこともあり、自分自身の思いをほとんど伝えることができず悔しい思いをしました。さらに私自身

に第1子が生まれるということもあり、税理士である私が子供に何を伝えられるかを考えると、この租税教育というテーマに挑んでみたいという思いも承諾を決意した大きな要因でした。

しかし実際に取り掛かると、私の知識及び力量が不足していたこと、租税教育に関する資料が少ないこと、青税内でも税理

士が租税教育に関わることに賛否両論があること等があり、立論をまとめるのにかなり苦労をしました。しかし、何をおいても連盟制度部の皆さんの支えがあったからこそ、立論をまとめることができました。私ひとりでは絶対に立論を完成させることができませんでした。皆さんにはいくらお礼を言っても言い



足りなくらいです。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

立論を仕上げから発表を考えることになった訳ですが、近畿は笑いを期待されている空気を感じたので、発表の形式は当初から寸劇にする予定でした。ただ、私がネタを考えるとこと

ごとくスベってしまうので、脚本を劇団出身の松岡会員に依頼し、素晴らしい寸劇に仕上げてくださいました。あと、お忙しい中寸劇に参加していただいた森岡会員、岸会員、そして辻田会員もアドリブを入れたりして積極的に寸劇を盛り上げていただきました。その他の会員の皆

様、山田制度部長や松尾代表幹事にも御協力をいただき、素晴らしい寸劇になったと思っています。

最後になりましたが、本当にみんなの力があってこそこの秋季シンポでした。本当にありがとうございました！

東京青税

秋季シンポジウムに参加して

増原 圭

平成25年11月3日大阪帝国ホテル孔雀の間において秋季シンポジウムが行われました。「税理士制度をとりまく環境」という全体テーマのもと、東京青税は「あなたは賛成？反対？TPPが税理士制度に与える影響」と題名で発表を行いました。私は初参加でしたが、東京青税のシンポジウム委員長（発表担当）として参加しました。

とはいっても、元来勉強不足の私は、TPPって、税理士制度に影響を与えることがあるの？という有様でした。調べようとしても、TPP自体が進行中、しかも交渉事ということもあり、資料が少なく、どう勉強していけばいいのか。また、一緒に勉強してくれるメンバーが集まっ

てくれるかどうか。無事にシンポジウム当日を迎えられるのか不安な中、8月下旬に少し遅いスタートを切りました。

しかし、そんな心配を余所に、スタート時の素晴らしい研修を皮切りに、多くのメンバーに集まっていただきました。また、少ないと思っていたはずの資料を沢山提供していただいたり、論文の校正をしていただいたり、そして当日大阪まで応援に来てくださったり、シンポジウム参加申し込みをしていただいたりと、とても多くの方々に支えられました。

また、発表当日に大会の企画・運営をしていただいた方々に無茶なお願いを聞いていただきました。

そして、メンバーの一人一人が、運営、論文執筆、懇親会、出演、コスチューム、企画、シナリオ作成、パワーポイント作成などをはじめ、明るく勉強会を盛り上げてくれて、とても楽しく勉強することができました。

皆様、ありがとうございました。題名に「あなたは賛成？反対？」という冠を当初に付けて勉強をはじめてしまいましたが、シンポジウムを終えた今、題名を見ると、はずかしいです。シンポジウム、とても勉強になりました。



懇親会スナップ



韓国税務士考試会との 勉強会に参加して

国際部副部長 森 智之

韓国との勉強会を行う意味について考える。仕事で役立つ機会は早々ない勉強。純粹に勉強の為、或いは国際交流、或いは勉強会に託けた観光なのか。税法は自国の風土に根ざし、時代や経済状況の要請に合わせて変化する。その国の税法を学ぶことはその国の今の有り様を学ぶことに近い。故に、勉強会は他国の理解を深める良い機会であり、相互交流と親睦を通して、日韓関係をより良いものにしていくことにつながられる機会でもある。この様な機会を持てる、全国青税の活動は素晴らしいと思う。ただそう思うのであるが、参加者がそれほど多くもない国際間の勉強会を少人数の力で開催し続けることは非常に大変なことだ。今後も勉強会を継続していく為、開催の意味を再確認し続けることは非常に大切だと考えるのである。

では本題に。勉強会は平成25年9月6日韓国ソウル市内の韓国税務士会館で開催された。参加者は全国青税側が18名、考試会側が40名程度。午前中に税務士会の会議が行われた関係か、考試会側の参加者は少々、少ないと感じられた。

テーマは日韓両国の相続・贈与税制と税務調査について。

日本側が説明を行い、韓国側の質問タイム。次に、韓国側が説明を行い、日本側の質問タイム、これを繰り返す形式で勉強会が進行した。

相続贈与税制について日韓で比較検討が行われ、質疑応答が活発に行われた。韓国側の質問では税制以外にも、金融実名制度は日本にあるのか、相続贈与税の節税アドバイスで日本の税理士は儲けていると聞いているがどの様な事なのかなど、様々な視点からの質問が投げかけら

れた。

通訳を介しての質疑応答には、かなりの時間を要するが参加者は皆、耳を傾けて議論の行方を聞いていた。滞りなく勉強会は進行し、そして、終了。会館前で記念社員を撮った後、懇親会会場へ移動するのである。懇親会は焼き肉である。皆で焼き台を囲みながら、片言の言葉で会話をし、親睦を深めあった。

二次会は、お決まりとも言えるカラオケである。坂井会長は考試会との懇親の為に、日々、韓国語の歌の練習に励んでいるらしく韓国語の持ち歌を披露する。今後、全青会長の条件に、韓国語の歌が歌えることが加わるかも知れない。それほど、考試会側は盛り上がっていた。まだまだ宴会は続き、坂井会長と安会長とのデュエットでカラオケは更に盛り上がりを見せる中、ソウルの夜は更けていった。

韓国税務士考試会定期総会出席報告

国際部 今津 菜穂美

2013年11月22日金曜日、韓国は光州の地にて、韓国税務士考試会第43回定期総会が開催されました。全国青年税理士連盟からは、坂井昭彦会長、瀬川昇総務部長、清水靖全国大会実行委員長と国際部長の私をご招待いただき、出席いたしました。

考試会の定期総会は、首都ソウルと地方都市で交互に開催さ

れており、今回は光州での開催でした。ソウルの金浦空港で韓国税務士考試会のチェ国際副会長、ユン国際理事にお出迎えいただき、光州へは国内線で約1時間のフライトで到着しました。

総会会場であるシンヤンパークホテルは、光州中心部から少し離れたところにありますが、市街地を一望できる場所にあ

り、また自然に囲まれた閑静なホテルでした。

周りの静寂さとは対照的に、考試会の歴史や活動内容を振り返る素晴らしい映像から始まった今回の定期総会は、たいへん厳粛かつ壮大なものでした。安会長を筆頭に考試会の役員の皆様が、理念を共有し、精力的に活動されてきた様子は言葉の壁



▲坂井会長とアン会長

を超えて我々の心に響き、私たち全青メンバーは皆、大きな刺激を受けました。

考試会アン会長のご挨拶が始まり、来賓の方々が次々とご挨拶される中、坂井会長も近年、全青会長の恒例となっている全

文ハングルでの祝辞を述べられました。少し緊張のご様子でしたが、考試会と全青との友好関係について、わが国の税理士法改正や納税者権利憲章の制定への期待、そして日韓関係を交えた挨拶が終わると同時に、会場からは感嘆の拍手が沸き起こりました。

表彰や議案審議も無事終了し、「会員の夜」が開催されました。そこでも坂井会長は、ハングルで熱唱され、会場は拍手喝さいとなりました。しかし一方で、全青会長への期待値はこのようにして年々上がっていく

のだということを痛感した瞬間でもありました。

翌日は考試会の方々と一緒に、光州一という無等山で美しい紅葉を見ながら登山をした後、バスで移動し、アン考試会会長の故郷である高敞をご案内いただきました。考試会の皆さんの「おもてなし」の心を感じた光州での定期総会出席でした。

来年度の勉強会は、本年10月に名古屋で開催予定です。皆様のご参加をお待ちしております。



▲プレゼント交換



▲アン会長の故郷 高敞にて

日税連・日税政との懇談会

25.12.9/日本税理士会館

法対策部長 水野 誠

平成25年12月9日、日本税理士会館において、日本税理士会連合会（以下、「日税連」）と日本税理士政治連盟（以下、「日税政」）の執行部との懇談会が開催された。

日程調整時には税理士法改正の成立は不透明な状況であったが、奇しくも、その前週3日に会計士協会との「確認書」が締結されたタイミングでの開催となった。日税連からは、池田会長、浅田専務、中村専務、和田専務、

池谷総務部長が、また、前年度に日税政との懇談会を開催していたため、今年度は日税政から、小川会長、小林幹事長も同席して開催となった。全国青税からは、坂井会長以下21名での参加となった。

今年度のテーマは、本年度の法対策部の設置委員会でもある、納税環境整備、税制、税理士法の3つである。

さまざまな情報が錯綜する中での開催となり、特に税理士法

改正については、議論が紛糾し、例年17時閉会のところ30分以上オーバーするという白熱した内容となった。以下に、その要旨を掲載する。なお、内容については字数の制約により要約・意識しているところもある旨ご理解いただきたい。

●池田日税連会長あいさつ

本日、国会で与党から関係団体へ、軽減税率についてのヒアリングが行われている。いよいよ

よ税制改正大綱が13日頃に公表される。税理士法改正についても、納税環境整備の一環として予想通りに載ると思う。前回改正は単独法案だったので、参議院・衆議院両方ともかなりの議論があり、それぞれ2日間で6時間議論されたが、今回は議論される時間はさほどない。中身については今から説明することになるが、全国青税の意見を聞きたい。

●坂井全国青税会長あいさつ

我々青年税理士の持っている熱い思いを聞いていただき、税理士制度の未来をともに語りたと思って本日の懇談会を非常に楽しみにしてきた。色々なことが決まってしまう前に懇談会を開催したい旨の申し入れをしたが、この時期の開催となり、少し心残りである。若さ故の未熟さもあるが、我が国の未来を考え、税理士制度の未来を考え、真剣に議論をしてきたので、真摯に受け取っていただきたい。

1 納税環境整備

前田納税環境整備委員長(以下、前田)：納税者権利憲章と番号制度の二点について。納税者権

利憲章については、全国青税では一貫して納税者権利憲章の制定を求めて活動している。日税連においては平成25年度の建議書において、納税者憲章という「権利」が抜け落ちているものの、個別項目で「早期に成立させること」と記載していた。しかし、平成26年度の建議書においては、基本的な考え方には少し触れているものの、個別項目から削除されている。まずは削除された理由を聞かせてほしい。

浅田専務理事(以下、浅田)：指摘の通り、「今後の税制改正についての基本的な考え方」の項目で、国税通則法等として入れた。消したというより中長期的な項目としたつもり。個別項目でないのは、国税通則法の改正が行われ、法令解釈通達、事務運営指針、FAQ が公表されたという議論を踏まえて、意見を出してもすぐ改正項目には載らないだろうということもある。また、建議項目が増えたので整理もある。

前田：確かに、建議書項目の数の関係もあるだろうが、今後、消費税率が引き上げられ、また、相続税の増税もあり、ますます

納税者と税務当局の軋轢というものが増加すると予想されるからこそ、納税者と国が、お互い尊重しあった関係であるべき。それにあたっては、納税者の権利を守る必要があり、はっきりとした形で国税通則法の目的条項に、納税者の権利を保護するという文言を明記し、納税者権利憲章を制定すべき。個別項目からは削除すべきではないので、引き続き要望する。

また、平成23年の税制改正大綱では、前政権の決定とはいえ、納税者権利憲章の制定が閣議決定されている。日税連の建議書では「権利」という二文字が抜けている。昨年も質問したが、改めて二文字が抜けた理由も聞きたい。

浅田：国税通則法改正の民主党政権時には納税者権利憲章があった。それが国税通則法改正により欠落した。納税者と当局の関係で、納税者には権利だけではなく、義務もあるということも含めて、納税者憲章をという政治家の議論があった。そういう議論も踏まえた上で納税者憲章という言葉にした。

水野法対策部長：政治家の中で権利を無くす議論があっても、



▲日税連役員



▲全青税役員

税に関する唯一の専門家である我々税理士の団体が建議する以上は権利を入れるべき。自民党議員への陳情で感じたが、党の争いのためにあるべきものが歪むことは、専門家としては断固として認めてはいけない。

坂井：昨年の懇談会では、権利という二文字を抜いたのは、それなら通るからと聞いたと思う。来年には消費税の税率引き上げもあり、軋轢が高まる場面においては、喫緊の課題として、納税者権利憲章を制定しなければならぬのではないかと。

浅田：昨年の懇談会で通しやすくするために権利という言葉は抜いたという説明はなかった。

前田：番号制度については、平成26年度の建議書においても個別項目の29番として「社会保障・税番号制度は当面、社会保障分野、税務分野及び災害対策分野の限定的な利用とすること。」という形で建議されている。番号制度の導入により、適正な申告や災害時に非常に有効であるなどが目的であれば良いが、プライバシーが一番問題となる。2016年からの民間による利用についてどのように対応するか。

浅田：民主党政権時に、税と社会保障の一体の番号制度ということだったが、自民党政権になったら、良いところ取りになった。年末には番号制度の事務局が内閣府にでき、事務局が番号法の3条に基づく三条委員会という独立した機関を作る。番号制度については、日税連の規制改革対策特別委員会が所掌している。民主党政権で照会があったときに意見書を出しているし、パブコメにも意見書を出している。2016年における民間利用

については、極力、プライバシーの保護等を考え、広げない方向で意見している。民間利用といっても、金融機関とか法令で確認を義務付けられているような団体だけ。ただし、それが野放図に広がっていかないように意見した。

前田：現在、政府の方ではホームページで公表されている情報では、一つの番号を使うとそれで全部串刺しになってしまうような制度。どこかで一つ情報が漏れてしまうと非常に危うい。個人カードの写真などの仕組みなど細かい点も不明だが、税務分野、社会保障分野、災害対策分野で使うという制度をどう評価しているか。

浅田：今後は総務省が関わってくるだろうが連携はあまりなさそう。したがって、広がったところでの活用は予定されていないと思う。国税庁では、e-Taxとの関係がある。マイポータルには税理士が入れるか。我々はこの番号制度に一番に関わる職業。まずは支払調書に番号を入れる、e-Taxで情報を入れるなどの技術的な話。最近やっと説明を受けている状況で、まだ大きなシステムのところまではいっていないのでは。出てくれば、また意見をしたい。

前田：番号制度は、一回入れてしまえば、広げていくのは比較的簡単。それを縮小するのは非常に困難。だからこそ十分な議論と制度の設計が必要なので、そのスタンスで意見をしてほしい。

浅田：建議書において、納税環境整備の第一点目に番号制度とこのを記載し、「個人番号及び法人番号は制度を確実に定着

させるために、当面は、社会保障、税及び災害対策の分野に限定して利用すべきである。なお、将来において、行政分野の効率化と納税者の利便性の向上に資する観点から個人番号の利用範囲の拡大が検討される際には、個人情報保護に十分に配慮する必要がある。」という基本的な意見を述べている。

2 税制

紺野税制対策委員長（以下、紺野）：当連盟は消費税については逆進性があること、中小事業者等にとっては転嫁が難しく、実質的に直接税となってしまっていること、などにより消費税の税率は安易に引き上げるべきではない、また基幹税とすべきではない、ということについて日税連あてに意見した。建議書では逆進性の問題は触れつつも、消費税率の引き上げについては容認している。中小企業者にとって一番身近な存在である税理士の団体として、はっきり反対すべき。

浅田：消費税については、既に3党合意ができていたので、あえて消費税に反対といったことは記載していない。ここで逆進性についてはあるものの、それについての対策として、番号制度を入れた上での給付付き税額控除はどうかという議論があった。転嫁については、もう消費税の税率引き上げ前に転嫁措置の法案が先に通った。転嫁についての相談窓口を設け、便乗値上げの監視など、中小企業が困らないようにという各種の手当が見られる。

紺野：そもそも応能負担原則から消費税には問題がある。転嫁

や逆進性について、不十分ではあるが手当をすればいいのか。構造的な問題があるとは認識していないのか。消費税率は当然引き上げるべきと考えているのか。

浅田：建議書というのは税制とか税務行政について論じるが、いわゆる消費税というものは財政に関わることで、既に消費税率はこの段階で5%から8%、10%に引き上げることが決まっているため触れていない。

紺野：財政が苦しければ10%になることを容認するのか。

浅田：既に決まったという前提で、税理士業務、税制はこうあるべきと記載している。

紺野：建議書の中では、現行税制に対しても反対の場合には意見をしているが、消費税に関しては、なぜ反対しないのか。

浅田：役割を終えたもの、公平性を欠くものについては、廃止の意見をするが、消費税について基幹税ということで政策の問題と考えている。

紺野：同じく政策として、基幹税でもある法人税率については引き下げのべきだと意見しているが、消費税は上げて、法人税は下げるとするのは、かなり矛盾がある。

浅田：グローバルな視点で法人税率が高く、消費税率については10%にしたかどうかというところではないか。

紺野：国際競争力という話であれば、例えばシンガポールに匹敵するような法人税率の引き下げは無理であるし、国際的に法人税率の引き下げ競争を止めようという動きもある中で、消費税は増税、法人税率は引き下げという要求をするのは矛盾。

水野：税制全体のタックスバランスなど、本来的に税制に求められている公平性がある中で、社会保障の財源に消費税だけを取り上げて議論していることを、税理士会が看過することに疑問を感じる。その一方で、財政の話抜きに、国際競争力などの話だけで法人税率を引き下げるといような議論のやり方については指摘すべき。

中村専務理事：消費税の性格が輸出還付税制など、ヨーロッパ型の消費税になっている。アメリカは消費税がなく、カナダは5%、韓国は10%。日本の場合は、輸出産業を振興するということで還付をしている。経団連が大賛成する制度設計を我々は注視していくべき。当初の売上税が廃案になったときには、一番大きな反対論者が経団連だった。ここに消費税の性格があると思っている。

紺野：税制の立法過程について、一部新聞などではオーナー課税の復活などが報じられている。党の税制調査会の中での議論が全く密室で行われ、部分的にメディアを通じて漏れ伝わるといような税制改正の立法過程に大変な問題があると感じる。国民の生活に直結する税制改正については透明な、開かれた場所で行われるべき。

小川日税政会長（以下、小川）：その通り。実際、税制の立法過程については何もわからないのが現実。ただ、それをどういった形に動かしていくかというノウハウは若干掴みつつある。良くないと思っても、今の現実はそのような事。

3 税理士制度

坂本税理士制度対策委員長（以下、坂本）：まずは大阪で起きた国税OB税理士と現職の税務調査官が関与先に便宜を図るために調査情報を持ち出して脱税を指南する事件について、当連盟では9月18日付で日税連宛に、国税庁に対する抗議と今後の税理士制度のあり方について要望書を提出している。

中村：この事件については国税庁から日税連に説明があった。税理士法改正の中で、こういう不祥事の者が自動的に3年経てば税理士になれるという仕組みを変えようとしている。おそらく実現するはず。

坂本：抗議をしたのか。

中村：抗議と言うよりも、国税庁側が申し訳ないという姿勢。細部については公表できないが、不祥事が再発しない仕組み、業務禁止、ペナルティーの問題、登録抹消とか、登録させない仕組みを考えようかというやりとりがあった。

坂本：本日の全国青税側の資料に、税理士法に関する検討項目がある。14項目の中で税理士制度の信頼性の向上という部分があり、ここに「税理士にかかる懲戒処分の適正化」、「懲戒免職等となった公務員にかかる試験免除等の見直し」が新たに2項目追加になっている。この追加項目は今回の事件の影響を受けてのものか。

中村：（無言でうなづく）

坂本：税理士業界に対する信頼性を失った事件であったが、新聞広告とまでは言わないが、ホームページに遺憾の意を表明するなどの検討はないか。弁護士会

などでは会長声明という形で、弁護士が不祥事を起こす度に、公に対するアナウンスをしているが。

浅田：現段階での対応というのは避けており、はっきりした段階で、いわゆる財務大臣処分が出た時などに、池田会長とかあるいは近畿税理士会会長名で非行についてのコメントを載せる。
坂本：税理士会自体が当事者ではないが、税理士の指導・監督は当然、税理士会の業務になるから、「事実であるならば」という仮定レベルにおいても、何らかの声明の発表をすべき。そういう情報発信の仕方も検討してはどうか。

浅田：綱紀監察部最大のテーマは綱紀の未然防止。日税連の未然防止手続の中で考える。

坂本：今回の事件とは直接関係ないが、我々が従来から主張している通り、OB税理士に対する資格の付与には非常に問題がある。今後どう取り組むのか。
浅田：今の税理士法改正の中では、取り上げた12項目の中には入れてない。平成13年の税理士法改正のときに触れているため、今回は改正しないとなっている。

坂本：青税では数十年来主張しており、今後取り上げるべきと考える。

坂井：今回の件は、もしOB税理士ではない税理士だったら起こり得ない。OB税理士だったからこそ現職の職員と癒着した。制度上の問題であり実害。今回の平成26年度改正にも盛り込むべく検討をお願いしたいと思う。

水野：実際、現職の頃の役職を誇大に新聞広告したりすること

も問題。納税者は何かがあるかのように誤解をする。どんな形でも規制すべき。また、税理士登録がなく、元国税調査官というだけで、税理士相手に商売をしている者も放置すべきではない。さらに、税務調査士という民間資格も注意すべき。

中村：国税OB税理士が、日経新聞に広告を出しているが、綱紀部でも情報収集をし、指導やチェックをしている。その他は日税連で把握していないので情報提供をしてほしい。

坂本：税理士法改正について。日税連側からは「税理士法改正をめぐる経緯」が配布されているが、何か説明があるのか。

浅田：平成21年からの税理士法の改正の経緯と、最後が12月18日予定となっている。全国青税側の資料の確認書については、なかなか話をしにくい時期だが。

坂本：配布した公認会計士協会の資料が詳細に説明されているので、記載事項について事実関係が違うということがあれば教えてほしい。もう一つ、「税理士法改正に関する検討項目」が14項目挙がっているが、最終的にこの中から削られる項目もあるとも聞いている。情報聞かせてほしい。

小川：「税理士法改正に関する検討項目」の資料では14項目。我々の改正要望項目は12項目だった。追加が「調査の事前通知の規定の整備」、「懲戒処分の適正化」、「懲戒免職等となった公務員に係る試験免除等の見直し」。落ちたのは通知弁護士の公告。弁護士会との意見調整ができなかった。調査の事前通知の規定の整備については国税通

則法との調整と聞いている。その他の2つが行政からの提案。ただし、全部が法改正で挙がるとは限らない。法律改正になじむもの、省令、通達、会則で切り分けがされる。結果がどうなるかは政治マターでわからないが、我々の要望については受け止めてもらっている。

改正案イメージを見ると、税理士法3条3項の新設があり、指定研修制度を取り入れる。簡単に言うと、公認会計士であっても税理士登録ができない公認会計士ができるようになった。だから自動付与は廃止されたといえる。今回の税理士法改正の資格取得については、試験合格を課すというのは当然の話で、これが一番わかりやすい。しかも法律にも書きやすい。しかし、これは受け入れられなかったというのが現実。

この改正は税理士法3条2項においても、外国公認会計士については税理士法3条1項4号の公認会計士となるが、そこにもかかる。将来的にTPPに対する措置も一定段階でできるので見たよりも重い改正。

公認会計士との会談については、もっと早い時期を依頼したが9月24日になった。その時は、試験合格を要望。ただし、現時点での試験合格者は対象外。最悪でも、1科目法人税が所得税を受けて欲しいと要望したが、会に持ち帰ることすら拒否された。ここで政治家から業界同士が争う事は国民のためにならないと、10月4日に五者会談が催された。とにかく政治家は業際と言う。税理士議連会長の町村議員、公認会計士議連会長の衛藤議員、それと伊吹議長、池田

会長と森会長の5人でセッティングした。しかし、森会長の代わりに黒田会長が参加となったため、バランス上、日税政会長の自分が行かざるを得ない状況になった。今の公認会計士も対象かと質問をされたが、改正施行は3年後と説明した。公認会計士側からは、日税連の主張を受け入れると、日本の公認会計士は、税務の専門家ではないという烙印を押されると主張してきた。

坂本：全国青税の資料にある「改正案イメージ」では、3条3項が新たに追加されている。今、「理論上は自動付与ではなくなる」と言ったが、「公認会計士法第16条第1項に規定する実務補習団体等」が主体で、公認会計士になる者は必ず受講するもの。となると、公認会計士となる者イコール税理士と読める。日税連側の資料また、全国青税の会計士の資料でも、12月3日に確認書に調印されたとあるが、誰がどういう形で確認書を調印したか。

小川：国税審議会が税法に関する研修を指定しないと税理士にはなれない。これは公告される。いわゆる税理士法7条の税理士試験の合格に匹敵する程度という省令。現在の公認会計士試験修了考査のうち、合格は平均60点、1科目40点未満が足きり。その中から税法だけを抜き出して最低60点でやってくださいと要望している。サインについては6名、池田会長と自分、それから公認会計士側の森会長と黒田会長、町村、衛藤両政連会長。

坂本：確認書の3項目として、「税理士法第3条に関して更なる見直しを求めない。」とある。こ

の意味が、タイトルでもある平成26年度税制改正に限られるのか、将来に渡って両会を拘束するようなものか。

小川：これをどう読むかというすり合わせはない。これは政治的な文章。ある意味では尊重される。少なくとも（改正が施行される）3年間はない。3年経ったらすぐにやれるかと言ったら、それは多分やれないが、いわゆる要件事実。必要な事実が出てきた場合にはやれる。公認会計士協会は、会計士たる資格をもって税務ができるようにと要望をしているが、我々ももっと理論構成をすべき。

坂本：「税理士法第3条に関して更なる見直しを求めない。」というのは非常に重い条文。この効力がどう及ぶかわからないという中で確認書が交わされるというのが余りに不自然。池田会長も同じ認識か。

池田：これは紳士協定。先方は未来永劫という解釈はしてないと思う。第一番目の章は平成26年度税制改正なので、そのまま読めばいい。また、立法事情に変更があるときはこの限りに非ずというのが常識。両会の確認書があっても、行政の方から改正提案があれば関係ない。政治の場ではこういうものがないと交渉できない。個人的に、3項については全然気にしていない。

国税審議会が指定する研修というのはお手盛りではない。法律で決めた国税審議会の指定される研修が難しくなる可能性がある。（公認会計士側の資料に）何ら変わらないと書いてあるが、変わりがなかったら法律を改正する必要はない。我々のやる方

向に同意していただきたい。法案成立までは約束をしていただきたい。

坂井：指定研修の件が、ポイントだと認識している。国税審議会が指定する、しかも税理士試験合格者と同等のレベルのものとあるが、あり得ないというのが我々の主張。想定しえないことを相手が飲むということないだろうから、現状追認と考えるのが妥当。現状追認で、さらに今回の確認書の3項目にある今後見直しを求めないとあるのが問題。国税審議会は、現在の実務補習団体等の研修をそのまま指定せざるを得ないのでは。指定しないという選択肢はあるのか。確認書について白紙撤回を求めるべきという声も非常に多い。

日税連から会員に示されていた情報と、あまりにも違う改正内容。公認会計士協会の会員は会員サイトで皆、今回の情報を知っている。日税連は会員を安心させる情報が少ない。国税審議会が指定しないことができるか、次の制度改正ができるかなどについて、その根拠をいただきたい。それを示せないのであれば白紙撤回を要求し、かつ、反対運動展開も止む無しとまで覚悟を決めてきた。3月まで待つとは言えない。秘密裏に事が進んでは会員7万人は納得しない。そして国民が納得しない。

小川：国税審議会はそんなものではない。平成13年に、（国税OBについて）特別試験から指定研修になって厳しくなっている。指定しないこともありうる。もし現状の試験で指定されて公告があったらそれに対して文句を言えばいい。

税理士法は税理士のものでなく、国民納税者のもの。今回の交渉の中で非常に厳しかったのは、「誰が困っていますか？」と言われ、公認会計士から税理士への参入を阻止する業際という見方しか出てこなかったから。

池田：我々の監督官庁である国税庁の中にある国税審議会がどれくらい権威のあるものか勉強すべき。

坂井：国税審議会の検証に関しては、国税OB税理士の指定研修の検証が年1回行われている。平成13年改正法附則だったと思うが、試験合格者と同等のレベルであることを確認するはず。我々が確認している資料では、合格率で言えば、座学の方は100%近く、通信の方は60%。受け直しもできる。テキストも全部取り寄せて確認している。聞こえてくる情報でも、決して厳しくないレベル。

池田：内容は我々にはわからない。

紺野：前回の日税連理事会では、池田会長が、公認会計士に税法を課すところから一步もブレていないと発言している。また、その直後に日経新聞に沢山お金を使って広告まで出した。そこから研修に変わることは、かなりの後退。また、会員の声を聞かずに、確認書3項を受け入れるのは大問題であるのに、平成26年度改正を急いだという理由は。

池田：会員の声を聞かないとのことだが、全体会議するわけにもいかない。各単位会から選ばれた会長の会を開き、また、特別委員会で議論する。税政連も入っている。3科目合格から、1科目でもいい、3年先でもいい、最後には、試験はいいから指定

研修にと、そこだけ見ればブレているかも知れない。なぜそうなったか、会計士協会とは平行線で一切の歩み寄りがなかった。で、最後には政治決着というところまで落とした。法律というのは国会の場で決めるものだから政治家に任せた。我々は制度問題として自動付与を外すことだけに絞った。税理士会がここまで落としたんだからと、政治決着になった。突如として動いたため、確認書を取ろうとなった。やはり制度問題として今ここでやらなければ、30年先まで議論すらできないのは何故か。経緯は全部記録に残っていて、ここまで来たのに税理士会がダメだったとなれば、行政が担いでくれないし、議員がそんな無駄な力は出さない。今ここが最後のチャンスではないかと思ったので決断をした。

坂本：最後に一点、今回の改正は手続的に問題がある。「税理士法に関する検討項目」14項目に新たに3項目。この前の12項目の段階で3項目。つまり全14項目のうち、会員の意見が全く聴取されてない6項目がある。今回の改正の過程において2回、PTタタキ台と論点整理メモで意見聴取しただけ。

池田：法改正は国会で行う。会員の意見は十分聞いた。5年間かけて各単位会から上がってきたものを集約して、要望書を機関決定した。その段階で我々の手から離れる。今回は政府提案だから行政が担いでくれる。それから内閣総理大臣が国会に提案する。意見は聞いてくれるが、行政の方で取捨選択する。各単位会に下ろして、制度部で検討

していたら何年かかるか。一任された各単位会からの会長会によって何回も検討している。

坂本：一からやり直せとかではない。今回の改正の経緯を見ても、意見を出す側として一生懸命考えて意見しても全く採り上げられないとなると、今後の税理士法改正の過程において、全税理士で取り組むことができるかと疑問。

確かに全員の意見を聞くのは無理だが、今回はあまりに項目が変わり過ぎ。また、公認会計士協会に比べても、会員に対する情報公開が遅い。

池田：それを作戦と取っていたかどうかは判断してもらえばいいが、ついてきてほしい。

坂本：結局、いつ頃公表するのか？

小川：税制改正大綱が13日に公表予定なのでその後。いろんな意見はあるが、私達はやった方が良かったと判断をしている。

浅田：改正項目には青税から出された意見が入っている。

坂本：それは結果であって、問題にしているのは手続き。

浅田：あまりにも毎日、状況が変わっている。会員に対する情報公開については、大綱公表を見ながら考えている。公認会計士協会とはスタンスが違う。理解いただきたい。

先へつなると信じてやっているもので、意見とともに支援もいただきたい。

当日は、事前に全国青税で入手していた税理士法改正に関する資料を日税連側に配布し、説明だけで懇談会が終わらないように段取りしていた。

全青税 秋季シンポジウム

2014 in 千葉

『タックス・ミックス』

～納税者にとって公平・効率的な税収のあり方を考える～



東京湾アクアライン 海ほたる



待ってるなっしーよ!



日 時 2014年11月8日(土)

場 所 京葉銀行文化プラザ <JR千葉駅東口徒歩3分>

〒260-0015 千葉市中央区富士見1丁目3-2

TEL : 043-202-0800 (代) FAX : 043-202-1742